



2025年2月20日

各位

会社名 株式会社グッドライフカンパニー
代表者名 代表取締役社長 高村隼人
(コード番号：2970 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理本部長 近松敬倫
(TEL. 092-471-4123)

資本金の額の減少（減資）に関するお知らせ

当社は、2025年2月20日開催の取締役会において、下記のとおり、2025年3月26日開催予定の第17回定時株主総会に、資本金の額の減少について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 資本金の額の減少の目的

当社の今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金の額71,720,000円のうち、51,720,000円を減少させ、20,000,000円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合は、上記資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を上記のとおり行っただうえで、減少額の全額を「その他資本剰余金」に振り替えることといたします。

3. 資本金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日	2025年2月20日
(2) 定時株主総会決議日	2025年3月26日（予定）
(3) 債権者異議申述公告日	2025年3月28日（予定）
(4) 債権者異議申述期間最終日	2025年4月28日（予定）
(5) 減資の効力発生日	2025年5月1日（予定）

4. 今後の見通し

資本金の額の減少（減資）は、貸借対照表の純資産の部における資本金をその他資本剰余金へ振り替える処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

以上